

3 様々な人権 ~ (2) 自由権から社会権へ ~

この節のポイント

🎵 「自由権」だけでは社会的・経済的弱者の自由は保障されない

🎵 実質的な平等を実現するために、日本国憲法を含む各国憲法に「社会権」が規定されるようになった

なぜ自由の保障だけではだめなの？

18世紀の欧米では、国家の干渉なく自由な経済活動ができるようになり、産業革命が進展し、資本主義が発達しましたが、他方で社会的・経済的不平等が生じ、富める者はますます富み、貧しい者はますます貧しくなっていました。

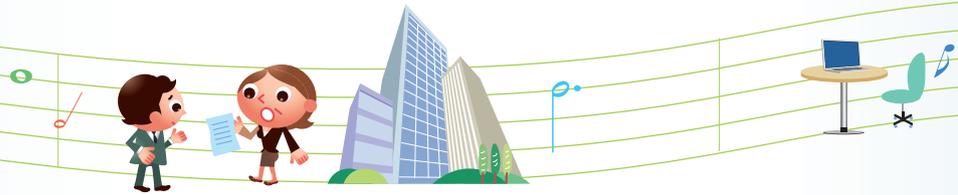
みんなに自由を保障したはずなのに、どうしてこのようなことになったのでしょうか。

自分が19世紀のイギリスの「会社経営者」と同じ立場になったと想像してみてください。
 自分が経営している会社で新しく従業員を雇うことになったので、給料や労働時間など労働条件について就労希望者と話し合いをしています。あなたはどうしたいですか？

自由な経済活動が認められていますから、経営者であるあなたにも、雇われる側の就労希望者にも契約をする、しないの自由、つまり、「契約の自由」があります。ですから、あなたはどのような給料や労働時間を提示しようとも自由です。経営者であるあなたは、おそらく、できるだけもうけたいと思っていますから、給料はできるだけ少なく、労働時間はできるだけ長くしたいと考えているでしょう。でも、就労希望者は、逆に、給料はできるだけ多く、労働時間はできるだけ短くしたいと思っているでしょうから、合意するのは難しいかもしれません。しかし、あなたは経営者ですから、自分の提示する給料や労働時間で同意する就労希望者が見つかるまで、とりあえず、今いる従業員を使って、仕事を進めていけばいいわけですし、また、十分な蓄えもあるでしょうから、新しい従業員が決まらないからといって、明日からの生活に困るということはないでしょう。

しかし、逆の立場だったらどうでしょうか。

今度は、自分が19世紀のイギリスの「労働者」と同じ立場になったと想像してみてください。
 ある会社に入ろうと思い、給料や労働時間など労働条件について経営者と話し合いをしています。あなたはどうしたいですか？



先程言いましたように、あなたには「契約の自由」があります。ですから、経営者の提示する給料や労働時間が気に入らなければ、契約しないという自由が一応あるわけです。

しかし、よく考えてみてください。

あなたには、経営者のように十分な蓄えはないので、その会社に入れなければ、もしかしたら、明日からの生活にも困るという状況にあるのかもしれませんが。そうすると、あなたには選択の余地はあるのでしょうか。給料も労働時間も自分の希望とは違うけれども、経営者のいうとおりを受け入れてでも職に就きたいと考えるのではないのでしょうか。

つまり、当時は、「契約の自由」といっても、実際に自由が行使できるのは、経営者の側だけであって、労働者側には名目上の自由があるにすぎなかったのです。労働者は、失業か低賃金・長時間労働かのいずれかを選ばざるを得ず、ますます貧困に陥りました。逆に、経営者は労働者を、安い賃金で、長時間働かせることができますから、ますます富を蓄積できるようになったわけです。

そこで、こういう不平等な状況を解決するために、社会国家（国家が国民の生活を保障する責任を負う＝福祉国家）の理念に基づき、**社会的・経済的弱者が国家に実質的な平等を要求する権利**である「社会権」が、大正8（1919）年のワイマール憲法以降、各国憲法に規定されるようになっていきました。

日本国憲法にも「社会権」が規定されています。